海上自衛隊再圧タンク管理規則を次のように定める。 平成23年4月1日

海上幕僚長 海将 杉本 正彦

海上自衛隊再圧タンク管理規則

海上自衛隊において使用する再圧タンクの管理運用に関する達(昭和48年海上自衛隊達第30号)の全部を改正する。

(目的)

第1条 この達は、海上自衛隊において使用する再圧タンク(大気圧よりも高い気圧環境下で患者等を収容し、減圧症、動脈ガス塞栓症とその後遺症及び高気圧酸素治療適応疾患の治療、潜水教育訓練、潜水作業、健康診断、身体検査並びに潜水医学の実験研究等に用いる装置をいう。以下同じ。)の管理に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(構造)

(配員基準等)

- 第2条 再圧タンクの構造は、圧力容器構造規格(平成15年厚生労働省告示第196号)及び再圧室構造規格(昭和47年労働省告示第147号)に適合するものでなければならない。 (取扱主任者等の指定)
- 第3条 再圧タンクを設置し、又は使用する海上自衛隊の部隊及び機関(海上幕僚長の監督を受ける自衛隊地区病院を含む。)並びに自衛艦(以下「部隊等」という。)の長は、再圧タンクの整備、点検、操作等を行う者として取扱主任者を、取扱主任者を補佐する者として取扱員3人以上を、それぞれ指定しなければならない。この場合において、2基以上の再圧タンクを異なる場所に設置している部隊等にあっては、再圧タンクの設置場所ごとに取扱主任者及び取扱員を指定するものとする。
- 2 前項の取扱主任者は潜水幹部又は潜水医官(潜水医官き章を有する医官をいう。以下この項において同じ。)をもって、取扱員は潜水員の特技職を有する者をもって、それぞれ充てるものとする。ただし、潜水幹部又は潜水医官が配員されていない部隊等の取扱主任者は、潜水医官以外の医科幹部又は准海尉たる潜水員をもって充てることができる。
- 3 部隊等の長は、取扱主任者が疾病その他の理由によりその職務を行うことができない場合には、あらかじめ指定した取扱主任者代理にその職務を行わせることができる。
- 4 前項の取扱主任者代理の指定は、第2項の規定を準用する。 (教育訓練)
- 第4条 部隊等の長は、取扱主任者、取扱主任者代理及び取扱員を指定したときその他必要と認めるときは、それらの者に対して再圧タンクの整備、点検、操作等に関する事項及び再圧タンク使用中の非常事態発生時の処置その他必要な事項について教育訓練を行わなければならない。
- 第5条 部隊等の長は、再圧タンクを使用するときは海上幕僚監部首席衛生官(以下「首席衛生官」という。)の定める基準に従い、取扱主任者をもって取扱員を配員させ、作業を行わせるものとする。 (再圧タンク室等の管理)
- 第6条 部隊等の長は、再圧タンクを設置した場所及び再圧タンクを操作する場所(以下「再圧タンク室等」という。)に関係者以外の者がみだりに立ち入ること及び再圧タンク室等において火気を使用することを禁止し、その旨を見やすい箇所に掲示しておかなければならない。
- 2 部隊等の長は、修理その他やむを得ない理由により再圧タンク室等において火気の使用を必要とする場合、酸素供給源の元栓を閉鎖し、酸素系パイプ内の酸素を除去した上、火気を使用させることができる。
- 3 取扱主任者は、再圧タンクに入る者に対して携行品の点検を行い、再圧タンク内にマッチ、ライター、 セルロイド製品その他の発火又は爆発のおそれのある物及び高温となって可燃物の点火源となるおそれ のある物を持ち込ませてはならない。
- 4 部隊等の長は、艦船に掲示する安全守則に関する達(昭和43年海上自衛隊達第66号)第3条の規 定に基づき海上幕僚長が定める再圧タンクに必要な事項を当該再圧タンクに掲示するものとする。
- 5 再圧タンク内で使用する機器等については、首席衛生官が別に定める。 (使用中の表示)
- 第7条 取扱主任者は、再圧タンクの使用(整備又は点検を含む。以下同じ。)に際して、再圧タンク室 等の外部の見やすい箇所に再圧タンクを使用している旨を表示しなければならない。 (使用前の点検等)
- 第8条 取扱主任者は、再圧タンクの使用に際して、首席衛生官が別に定める項目について点検を実施し、 使用に適した状態にあることを確認しなければならない。

- 2 前項の規定による点検において、装置の作動状況、資材の準備状況等について異常を認めた場合は直ちに修理その他必要な措置を講じなければならない。
- 3 取扱主任者は、前2項の規定による点検を実施し、及び修理その他必要な措置を講じたときは、その 結果を首席衛生官が別に定める点検表に記録し、記録した日の属する年度の翌年度の4月1日から起算 して5年間保存するものとする。

(定期の点検及び整備)

- 第9条 部隊等の長は、四半期ごとに首席衛生官が別に定める点検及び整備を行わなければならない。
- 2 部隊等の長は、前項の規定による点検及び整備を行ったときは、その結果を首席衛生官が別に定める 点検表に記録し、記録した日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年間保存するものとする。 (使用記録の作成等)
- 第10条 取扱主任者は、再圧タンク使用の都度再圧タンク使用記録(治療用については別記様式第1、身体検査用については別記様式第2。次項において同じ。)を作成し、それぞれ作成した日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年間保存するものとする。
- 2 再圧タンク使用記録は、2基以上の再圧タンクを有する部隊等にあっては、再圧タンクごとに作成するものとする。
- 3 部隊等の長(海上自衛隊潜水医学実験隊司令を除く。)は、再圧タンクの使用記録一覧表(別記様式 第3)を作成し、年度終了後速やかに海上自衛隊潜水医学実験隊司令に送付するものとする。 (非常事態等における処置要領の作成)
- 第11条 部隊等の長は、諸装置の破損及び作動不良並びに再圧タンク内の者に異常等の非常事態が発生した場合の処置について、あらかじめ処置要領を作成しておくものとする。 (使用不能の場合の報告等)
- 第12条 3人以上収容できる再圧タンク(以下この条において「多人数用タンク」という。)を設置する 部隊等の長は、修理等のため多人数用タンクが使用できないときは、使用不能期間を含め、速やかにそ の旨を海上幕僚監部防衛部長及び関係がある海上自衛隊の部隊及び機関の長に報告又は通報するものと する。

(委任規定)

第13条 この達の実施に関し必要な細部事項は、首席衛生官が定める。

附則

この達は、平成23年4月1日から施行する。

再圧タンク使用記録(治療用)

					部	隊等の長の印
使	用年月日				使 用 目 的	·
開	始 時 間				終了時間	
医	官				取扱主任者等	
テ	ンダー				操作係	
記	録 係				時 計 係	
	氏 名	j j	所 属	階級	生年月日 (歳) その他(住所等)
					()
					()
					()
					()
					()
					()
治					()
療 •					()
再 圧 処	使 用 治 療 テ ー ブ ル		治療(再圧)開 始 時 間		治療(再圧)終了時間	特 記 事 項
置						
	治療(再圧) 前の症状等		治療(再圧) 中の症状等		治療(再圧) 後の症状等	

備考

- 1 「テンダー」とは、再圧タンク内に入り、加圧のための弁操作又は付添い等を実施する者をいう。
- 2 「治療テーブル」とは、再圧タンクを使用して行う治療手順をいう。

再圧タンク使用記録(身体検査用)

					部隊等の	長の印
使	用年月日			使用目的	J	
開	始 時 間			終了時間]	
医	官			取扱主任者等	Ĉ	
テ	ンダー			操作係		
記	録 係			時 計 係		
	検査の種別	Ī	耐圧検査	酸素耐圧検査	(<u>-</u> の 他)
	被検者数					
	合格者数					
	被検者氏名					
	所	属	階級	氏	名	結果
						合・否
						合・否
適						合・否
性						合・否
検						合・否
査						合・否
Д.	特記事項					

備考 「テンダー」とは、再圧タンク内に入り、加圧のための弁操作又は付添い等を実施する者をいう。

再圧タンクの使用記録一覧表

1 再圧治療

1 3 / 1 H //31						
治療年月日	患 者 (部内外別)	年 齢	診断名	発 生 状 況	適用治療 テーブル	結果

2 耐圧検査

検査年月日	検査場所	目 的	被検者数	合格者数	備考

3 酸素耐圧検査

検査年月日	検査場所	目 的	被検者数	合格者数	備考

備考 「治療テーブル」とは、再圧タンクを使用して行う治療手順をいう。